

平成27年9月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	長尾トモ子
委員会開催日	平成27年9月24日(金)、25日(金)
所属委員	〔副委員長〕丹治智幸 〔委員〕 木田孝司 椎根健雄 宮本しづえ 小林昭一 水野さちこ 古市三久 杉山純一 三村博昭



長尾トモ子委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…6件
※知事提出議案はこちら【PDF】
- (2) 議員提出議案：否 決…1件
※議員提出議案はこちら【PDF】
- (3) 請 願：不 採 択…11件
※請願はこちら【PDF】

(9月24日(木) 企業局)

宮本しづえ委員

企業1ページ、勿来工業用水道の自家発電機設備更新工事について、局長説明で「受水企業との協議を踏まえ、設備の切替工事等の時期を平成28年9月に変更する」とあるが、主な理由が県、相手企業のどちらにあったのか。説明だけでは理解できない部分があったので、もう少し詳しく説明願う。

工業用水道課長

1点目に、当初の予定では平成27年度までの工事であったが、1回電源を落として給水をとめる作業を28年1月実施で受水企業と調整していたところ、受水企業から「冬季間に電源等を落として停止すると企業内の配水管等に凍結のおそれがある」との話があった。

2点目に、勿来工業用水道は毎年9月に定期断水をしているが、今回は9月から1月へ定期断水を前倒すことで調整したところ、例年、定期断水の時期に合わせて企業側が年間生産計画や施設などを更新等していることから、1月ではなく9月がよいということとなった。

以上から、冬季間の1月に無理に工事をするのではなく、9月の定期断水時期に更新するため、計画が1年延期になった。

宮本しづえ委員

本会議において我が会派の長谷部議員が、「いわき市のエネルギーパーク開発計画を地球温暖化との関係でどのように

見ていくのか」と問題提起した。環境アセスメントに対する県の意見として、「小規模であっても温暖化の促進につながるので、県民感情からすると問題があるのではないか」との指摘もある。

企業局としては、用地が売れたほうがよい面があるとしても、それがトータルで本県の再生可能エネルギーを促進させ、原発に頼らない福島県をつくる大きな目標との関係で、環境アセスメントが意見を述べたことも踏まえ、このような企業を誘致することについてもっと慎重な対応が求められると思うが、どのように対応していくのか。

工業用水道課長

再生可能エネルギーやCO₂の関係は、確かに非常に大きい政策であるが、企業局の立場、工業用水道の位置づけから説明する。

工業用水の供給は、工業用水道事業法で、「正当な理由がなければ給水区域における工業用水の供給を拒むことができない」と定められている。したがって、他の法令等の許認可が必要な場合はその手続をしてもらうのが原則であるが、正式な手続で給水を申し込まれた場合、供給は拒否できないと考える。

したがって、再生可能エネルギーやCO₂の問題は許認可を所管する官公庁から適正に指導がなされるべきものであり、企業局が具体的に意見を述べる立場ではない。

三村博昭委員

局長から、地域開発事業のいわき四倉中核工業団地について説明があった。震災前に、県南地域で予定した開発の中断後、その取り扱いがどうなるのか再三質問をしたところ、「必ず実施する」との答弁をもらってきた。我々の任期もあとわずかなので、その進捗と現状を説明願う。

販売推進担当課長

矢吹町の用地は、国有林として国の所管にある。企業誘致は、県南地域では工業の森・新白河等の販売に注力しているが、当該地域以外については、県外事務所とも連携し苗畑地域の土地の情報発信等も行っている。当面はこのスタンスで首都圏等に情報提供を続けたい。

三村博昭委員

村田前副知事にも確認したことであるが、「実施するとして取り組んだ経過を見れば、半端にはできない」という話をもらった。過去の委員会でも質問したが、白河の工業団地の販売にあわせて推進するのだろうが、白河の工業団地も大方めどがついた。

林野庁所管の30ha近い面積があり、岩瀬郡や須賀川市、県南各地域の首長たちにも若者の就業、雇用に大きく貢献するという積極的な認識が広まっている。4年も経過しているが、まだ私も頑張るので積極的に取り組んでもらいたい。

宮本しづえ委員

工業の森・新白河B工区で三菱ガス化学（株）が広大な用地確保をしたが、現段階の計画はどのような状況か。

販売推進担当課長

三菱ガス化学（株）の事業進捗については、去る7月10日に起工式が行われ、第1期工事が正式に動き始めた。運転開始が平成29年2月ごろで、新規雇用200名のうち180名程度が県内だと聞いている。第2、3期以降の事業計画にも大いに期待しているが、第1期工事の進捗状況に応じて今後検討すると聞いているので、まずは第1期の立ち上げに向け、県としても積極的に支援していきたい。

宮本しづえ委員

用地の実使用面積は幾らか。

販売推進担当課長

全約32haのうち、第1期は4.2haでスタートすると聞いている。

(9月24日(木) 商工労働部)

宮本しづえ委員

商3ページ、経営資源強化対策事業費の原子力災害被災事業者総合支援事業は、8,000社に訪問する事業だと思う。県は国、民間と連携して一緒に取り組むが、当事業の全体像と、訪問時にどのような聞き取り調査をするのかがわかる資料を提出願う。

経営金融課長

官民合同チームは、8月24日に国、県、新たに設立した一般社団法人及び(独)中小企業支援機構の4者で立ち上がり、事業者への訪問活動を一緒に実施している。大きく分けて、訪問するグループと全体を取りまとめ、企画調整や対外調整等をするグループがある。その組織図はあるので提出したい。

宮本しづえ委員

県職員はこの事業に直接どのくらいかかわっているのか。

また、組織図だけではなく、具体的にどのような聞き取りをするのかが重要であるので、訪問時の調査資料等があればあわせて提出してほしい。取りあえず説明願う。

経営金融課長

事業者訪問に全体で10名の県職員を駐在の形で派遣している。8名が訪問グループで2名が企画調整グループである。

平均で1時間半～2時間ほど訪問し、事業を再開しているかも含めた現況、ネックは何か、今後どうするのかなどを聞き取りしている。

どちらかといえば、全体の方針は事業者の話をじっくり聞くスタンスである。

なお、聞き取り項目の提出については、国との調整もあるので検討させてもらいたい。

宮本しづえ委員

県内事業者のことなので、県がしっかりかんで事業再建につながる調査をすべきである。訪問を始めてからおおむね1カ月となるが、共通した要求や悩みなどの特徴はあるか。

経営金融課長

訪問数はまだ少ないが、支援策全般について述べれば、平成29年の避難指示解除と同時に事業再開できるよう補助金を早目に申請できる制度設計にしてほしいとか、廃業せざるを得ない事業者を支援する相談窓口が必要であるとの意見や、コミュニティーやインフラ関係では、例えば防犯パトロールをしているが参加意識を持つことができるので非常にいいとか、医療産業施設や住宅の整備を進めてもらいたいといった意見が出されている。

宮本しづえ委員

まだ1カ月なので、訪問数は余り多くないが、8,000社のうち何社訪問したのか。

また、県の予算は5,447万1,000円だが、どのような割り振りなのでこの金額となったのか、全体の内訳を説明願う。

経営金融課長

9月10日現在で178社訪問している。9月1日から県職員を派遣して、1週間ほどさまざまな研修を受け、178社のうち11社を訪問している。

予算であるが、5,447万1,000円には、12市町村の官民合同チームに職員を派遣する経費のほか、12市町村以外の商工業者を訪問する事業等が含まれており、約900万円が官民合同チーム関係の経費である。官民合同チームは、派遣元の団体がその経費を負担する手弁当の形で行動しており、この約900万円は主に職員の旅費と別な場所に詰めているので、事務作業に必要なパソコン等の購入経費となっている。

宮本しづえ委員

それ以外の大部分は事業者に対する支援事業費となるが、主なものは何か。

経営金融課長

5,447万1,000円のうち、官民合同チームについては約900万円、12市町村以外の事業者を支援するための経費が約1,700万円である。また、国の地方創生から委託の形で中小企業の経営に必要な専門的な人材をコーディネートする拠点を各都道府県に設置することとなっており、その関係経費が約2,700万円強の予定である。

宮本しづえ委員

避難区域内の8,000社訪問では、いろいろな要望が上がってくると思うが、グループ補助金の今の枠組みが、避難区域にかかわらず県内事業者になかなかびったりかみ合わない事例が出てきている。担当課に相談した事例もあるが、この枠組みを緩やかにし、事業を再開しようとするときに支援できるものに変えていく必要があるのではないかと。

グループを組める人たちは、これまでかなりの数が再開につながったと思うが、これからグループ補助金を申請しようとする人たちは、なかなかその枠の中ではうまくかみ合わず、あるいは個人的な再開は難しいが、何とか頑張って事業再開を考えている人たちだと思うので、今までと同じような枠組みでそれらを対象外とすると、せっかく事業を再開する希望があるのに、結果的に再開が難しくなるのではないかと。

現在の申し込みや採択状況から、そのあたりを県ではどのような所感を持っているのか。

企業立地課長

グループ補助金であるが、今年度第1回の募集が終わり、15グループ、181者が採択となっている。

枠組みの改善については、これまでの復旧では事業再開や売り上げに結びつかない事業者に対し、復旧の範囲内で今年度も新分野事業として制度は改善されている。

我々も事業者からいろいろな声を聞いているが、それらを丁寧に拾い、国と意見交換する場もあるので、国に伝えながら、さらによりよい制度の改善につながるよう働きかけていきたい。

宮本しづえ委員

そのような人たちが残ってきて、その中から今後申請する人たちが出てくると思う。

国の事業に採択にならなかった事業者には、県の制度もあると周知されていると思うが、補助率が違う。国と同じ補助

率であればどのような形でも構わないので、県独自の補助制度を検討する段階に来ているのではないかと。

震災から5年目に入り、国と同じ補助率でなければ無理だと思う人はだんだん諦めていく。「諦め」ではなく、事業再開につなげていくことが避難地域の復興に重要であるので、国の制度が難しければ、県が「頑張りましょう」と同じ補助率でを検討する時期ではないのか。

企業立地課長

県単独の補助制度として、グループ補助金よりも前に中小企業等復旧・復興支援事業が創設され、現在も運用されている。

来年度以降については、これまでの実績、成果を踏まえ、今後どのようにしていくのか、事業者からいろいろな声を聞きながら検討していく。

宮本しづえ委員

ぜひ検討願う。

三村博昭委員

企業局へも質問したが、震災直前、県南地域に企業誘致用の団地造成の話があり、実施に向けて取り組んでいたが中断した経過がある。

その後不幸にして震災が発生し、5年目に入っている。この間、工業の森・新白河では、区画もわずかに残っているようであるが、三菱ガス化学（株）などが購入して立地の準備に入っている。

一方、林野庁が矢吹町に所有している土地25haと民有地5ha、合計30haを開発する計画について、中断後どうなるのか質問したが、いずれにしても実施していくというコメントをもらってきた。ところが、4年が経過しているのに先が見えてこない。午前中の委員会でも企業局から、工業の森・新白河の残地部分の販売にあわせ、林野庁が所有する土地の販売についても取り組んでいるとの説明があり、答弁は依然として変わらないが、企業局の判断だけで事業が実施できるものではない。

実施するとしながら停滞している団地について、状況を進めるためにどのような取り組みをしているのか、改めて説明願う。

企業立地課長

矢吹町苗畑地区であるが、委員指摘のとおり林野庁が所有しており、林野庁の了解のもと、現在企業誘致活動を進めている。矢吹町もパンフレットを作成し、企業訪問の際に配布している。矢吹ICに近い立地で、調べると貨物物流量が全国で25番目と東北では多いほうである。それらをPRしつつ、矢吹町ではさらに今年度予算を確保して企業アンケート調査を実施している。その結果、引き合いやアクションのあったところを個別に訪問し、戦略的に取り組んでいくこととしており、その結果を踏まえながら、我々も矢吹町と一体となってより戦略的で効果的な企業誘致活動につながればと考えている。

三村博昭委員

所在市町村と一体的に取り組むとの説明であったが、開発行為が、どこで行われるかという視点から、県が実施するとの判断ではなかったのか。市町村がやるからそれに合わせるとの考え方はいかなものか。

中断した理由は問わないが、実施する予定で取り組んだので、中断したなら中断したなりの理由があったと思う。

本県は災害に遭ってしまった。その災害に伴ってさまざまな取り組みが行われている現実を見れば、県は市町村に頼る

ことなくこれらの事業への取り組みを積極的に推進すべきではないか。市町村が県を頼るのはよいが、現状を見れば、これまでの造成事業から判断して、取得金額あるいは工事費は、工業の森・新白河と比較して格安でできるのではないか。

いわき地方では開発型の造成事業に取り組んでいるので、オーダーメイドから開発型に変更する考え方で取り組みれば、見ばえのする団地ができて上がるのではないか。開発型の団地造成は考えないのか。

企業立地課長

苗畑地区の工業団地は、平成24年10月の復興復旧本部会議において、復興工業団地としてオーダーメイド方式による事業化を位置づけており、矢吹町と一体となった企業立地活動に取り組んでいる。言葉足らずなところがあり、町の調査結果という部分を強調し過ぎたが、非常に有効な調査もしているので、その結果も活用しつつ、県外事務所を中心に矢吹町苗畑地区の情報は全て渡し、企業訪問の際に紹介する形で一生懸命取り組んでいる。今後も矢吹町と一体となって積極的に売り込んでいきたい。

三村博昭委員

これについては、隣接市町村、特に岩瀬郡、須賀川市、あるいは山を一つ越えた下郷町や天栄村、石川郡の首長たちも若者の雇用の場として期待しているので、ぜひ積極的な取り組みを願う。

宮本しづえ委員

本会議で、「企業立地補助金について、どれくらいの雇用があったのか」との質問に対して、私のメモだと、「約1,800億円で約3,300人の雇用があった」との答弁があった。単純に計算すれば1人当たり5,000～6,000万円となる。これは雇用の確保という意味では思ったほど雇用拡大につながっていないのではないか。

県内の雇用をめぐる動向で、今一番深刻な事態が起きているのは医療・介護である。介護の人手が不足しているために、なかなか思うように施設を開所できないところがある。これは全国的にも共通の課題であるが、本県の場合は特に震災で避難し戻って来ないことがあるため、ニーズはたくさんあるが施設を開所できない状況がずっと続いている。介護施設は保健福祉部ではあるが、雇用確保を本当に考えるならば、県内におけるこの分野の雇用をどのようにして確保するかという点は商工労働部も同じであるので、一緒になって対策を本格的に考えるべきと思うが、そのような面で協議した経過はあるか。

雇用労政課長

雇用労政の観点から述べる。委員指摘のとおり福祉・介護分野で人材不足があることは、十分承知している。保健福祉部が中心ではあるが、例えば資格取得のための貸付金制度や福祉・介護などの特定業種の就職面接会などについては、労働局や我々に相談をもらいながら進めている。

一方で、商工労働部の雇用施策としては、就職情報センターや就職応援センターなどがあるが、当面一つの業種に絞る考えはない。医療分野における人材不足の問題については、一番目に保健福祉部で対応し、商工労働部はさまざまな業種や人たちの広く公平な窓口を一番目に考えるべきだと思う。

丹治智幸副委員長

県産品振興について、前年度よりも輸出量がふえ、報告では特に農産物の輸出量がふえたが、前年度より輸出がふえた現状に対する評価や本県が目指す海外展開とのずれについて尋ねる。

県産品振興戦略課長

海外への輸出については、特に農産物を中心に農林水産部と一緒に取り組んでいる。震災後の各国の輸入規制に象徴されるように、原子力事故に対する風評により、海外においても必要以上の心配や不安がある現状に鑑み、食品、特に桃に代表されるような付加価値が高く、競争力のある農産物に力を入れて推進している。

地域的には従来、輸出先の中心であった東アジアは依然として厳しい輸入規制措置があるので、比較的規制が緩く、また経済成長が著しい東南アジアにも目を転じて展開している。

そのような中で、局長の説明要旨にあった数量については、今年度の輸出に区切りがつく桃を例にとると、昨シーズンは約5 tのところ、今年度は9.8 t程度となっている。今後、これに続いてリンゴ等の輸出も行われる。桃以外の品目等も取り扱いが伸び、国によっては野菜なども年間を通して出せるようになってきている。これらの実績を踏まえれば、取り組みの結果、海外において本県の農産物が受け入れられているものと一定程度の評価ができる。

丹治智幸副委員長

確認する。振興策よりは風評対策か。

県産品振興戦略課長

県産品の輸出において、震災前に比べ劇的に環境が変化した中で、特に食品は風評払拭につながるような対策も当面重視して行っている。この後の展開においては、生産者の意向等も踏まえ対応したい。

権根健雄委員

郡山市の医療機器開発・安全性評価センターは、住民も大変注目している。その北側に新駅を設置するというので、先日県、郡山市及びJR東日本（株）から発表になった。今、造成工事が進んでいるが、関連企業の集積や問い合わせなどの近況を説明願う。

医療関連産業集積推進室長

医療関連産業の集積であるが、当センターが郡山市富田町地内に開所することに加えて、先般の新聞記事にもあったが新駅が開所の運びから、地元や県外の企業から大変注目されている。

震災以降、本県に当センターや補助事業等を活用した、累計60数社の企業が現実的に設置され、今も新たな企業の本県に立地とのことで、問い合わせも入っている。

当センターが平成28年秋にオープンした暁には、今まで以上の産業集積が起きるものと期待しており、それが現実となるように今後とも県内外にPRしていく。

（ 9月25日（金） 労働委員会）

宮本しづえ委員

今ほど報告があった中で、労働相談件数がかなりふえている。これは何か特徴的な傾向があるのか。また、主な内容についてももう少し詳しく説明願う。

次長兼審査調整課長

労働相談件数がふえているが、昨年同期と比較した傾向として、労働組合など集団的労使関係の相談件数はあまり変わ

っていないのに対し、労働者個人である個別的労使関係の相談件数が大幅に増加しているという特徴がある。

また、相談内容としては、昨年度と比較して退職等の経営人事に関する相談が若干減った一方で、賃金未払い、支払い遅延、そして解雇予告手当等の賃金に関する相談、それから労働契約、時間外労働、年休が認められていないなど、労働条件に関する相談がふえているという特徴がある。

宮本しづえ委員

これらの相談者は、ほとんどが職場に労働組合がないところからと見てよいか。

次長兼審査調整課長

相談者は匿名であったり、また職場のことを余り話さない場合は、こちらからも積極的に聞き取りはしていないため、その会社に労働組合があるか不明である。

ただし、相談の中で労働組合等があることがわかれば、そこへ相談することも選択肢の一つであると助言している。

(9月25日 (金) 教育委員会)

古市三久委員

四倉高等学校に富岡養護学校を移設する件であるが、小学部は移設しないのか。

特別支援教育課長

今回の移設であるが、小学部はこれまでどおり仮設校舎に残り、中学部と高等部を四倉高等学校へ移設する。

古市三久委員

小学部はずっと仮設校舎に置くという理解でよいか。

特別支援教育課長

まず、四倉高等学校に移設するのは、今後富岡養護学校の在籍児童数の増加が見込まれるためである。小学部は、現在の仮設校舎でそのまま定員を満たすような形でほぼ普通教室をいっぱい使うこととなるので、中学部と高等部を四倉高等学校に移すことで考えている。

古市三久委員

四倉高等学校に中学部と高等部が移ってから、どれくらいの使用年数を予定しているのか。

特別支援教育課長

今後の対応については、将来的には小中高一貫した一つにまとまった状態に戻したいと思うが、現在帰還に向けた準備を進めている富岡町の動向も踏まえ対応を検討していきたいので、何年かについては今のところはっきりと明示できない。

古市三久委員

移設について、四倉高等学校の関係者などにいろいろと説明した話も聞いた。地域や学校関係者に理解してもらうことが大前提だと思うので、いろいろな要望等が出されていると聞くと、地域の方々によく説明し理解を得て、要望等も円滑

に取り入れ、摩擦のないようによく願う。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、四倉高等学校のPTAと同窓会を対象に説明会を開催した。その際には反対意見はなく非常に好意的で、移設については理解が得られたと思っている。また、その際に幾つか要望も出されているので、そういったことも十分検討しながら、設置について考えていく。

学校とも協議しているが、さらに地域住民への説明も必要であれば、住民説明会を開催することも考えている。

宮本しづえ委員

教3ページ、高等学校維持管理費についてである。先ほど被災地の子供に対する寄附金を活用して図書等を購入するとの説明があった。財源の説明で三百数十万円とのことであったが、この寄附金で子供に図書等の購入をする場合の財源と支出の関係はどのように見ればよいか。この両者は金額の面できちんと一致しているのか。また、子供に対する寄附金の年間見込み額は幾らで、それがどのように使われているのか。

財務課長

教8ページ、使途指定なき寄附金329万6,000円は高等学校の図書購入に整備するための80万円と、教4ページ、特別支援学校維持管理費249万6,000円の合計額と一致する額となっている。

次に、年間幾らかについては、寄附金なので年間幾らと想定しているわけではない。

宮本しづえ委員

実績は幾らか。

財務課長

現在、手元に単年度の数値を持ち合わせていない。

長尾トモ子委員長

議案に直接関係ないので、後ほど教示願う。

宮本しづえ委員

被災地の子供とは、具体的にどこの地域にいる子供を指すのか。我々は県民全体が被災者だと捉えているが、教育委員会でこれを被災地の子供に使うときは、どこの地域を想定してこの金額を計上し、どこの学校に配分するのか。

財務課長

使途指定がないこと、また県全体の生徒たちを見て被災していると考え、厚意から寄附されたものと考えており、我々がこの寄附金を財源として整理するときには、どこの高校と指定はしていない。県内全体の高校、特別支援学校へ何が必要であるか照会し、出された要望を見て配分している。

宮本しづえ委員

学校基本調査の中で、子供の不登校がふえているとの報告があった。これは非常に心配されることであるが、どのような傾向があるのかももう少し分析する必要があると思う。

大変気になっているのは、子供たちが戻りつつある部分もあるが、避難をしていて、戻って来た被災地、避難区域の子供たちの動向がどうであるのか。また、戻って来たがなかなかもとの学校になじめない状況はないのか。このあたりを分析しながら、どのような支援が必要かを考えているのか。

庁参事兼義務教育課長

不登校の数がふえたことは憂慮すべきことだと受けとめている。被災地で特別にふえたとか、帰還した児童生徒が不登校になるケースが多いというデータは今のところなく、全体的にふえた状況である。

今年度の傾向としては、昔からあるように、子供たちの不安感など、情緒的な混乱によって不登校になっている子供たちがふえたこと、それから中学生は親子関係をめぐる問題などで不登校になる例がふえており、それらが原因の一つであると捉えている。

宮本しづえ委員

避難区域の児童であるとか、そこから帰還した児童に特別限ったことではないとのことだが、どうしてもそういう部分でなじめない児童がいると結構聞くので、そこは相当力を入れて目配りする必要があると思う。

次に、教育長から最後に報告があった件は非常に心が痛む問題で、どのような理由があったのか心配される。学校内で遺体が発見されたことについては、学校は非常に重大な問題として受けとめる必要があるが、この件はいじめが原因かどうかの調査はしているのか。

高校教育課長

先ほど、教育長が説明したとおり、現在事実関係を詳細に学校で調べており、我々もその報告を待って、さらなる対応が必要であれば対応したい。

三村博昭委員

教育長からの説明について1点だけ聞く。説明要旨の3ページ、全国学力・学習状況調査結果についてである。ここで「各学校に対して、調査結果を多面的に分析し、明らかになった課題への具体的な対応策の立案とその徹底を指示する」と説明があり、これは現場における自己評価あるいは自己診断を求めていると思う。学校現場に対し、「具体的な対応策の立案とその徹底」とあり、「その徹底」とは立案した内容を実行することを求めていると思うが、学校の自己評価、診断に対し、県教育委員会はどのように指摘指導を行い、あるいは改善が必要だとすればそれを求めるのか。

庁参事兼義務教育課長

今回の全国学力・学習状況調査の結果を受けて、各学校に学力向上対策プランの提出を依頼した。各学校においては、学力向上のグランドデザインについては年度当初に作成しているが、この9～2月ぐらいまでの短いスパンで、さらにどのようなことを実践していくのか、その結果の課題を踏まえてどのような実践がさらにその課題解消に有効であるのかに関してプランの作成を依頼した。

その実践に当たり学校だけで対応できないことについては、コアティーチャーを各管内教育事務所に小学校1人、中学校1人配置しているほか、出先事務所の指導主事や本庁の指導主事が直接出向いて各学校のサポートに当たることとしている。

また、義務教育課としてこれまで6年間にわたって定着確認シートを作成しているので、これらを活用して各学校で課題となっている点をカバーできるよう、教諭たちに問題作成上での負担をかけないように学力向上を図っていきたい。

三村博昭委員

各学校に対して、出先機関である教育事務所の指導主事が指導に当たるとの説明であるが、私が聞いているのは、県教育委員会の考え方である。出先機関の指導主事のやり方に全て委ねることが、教育委員会の学力向上に対する考え方か。

庁参事兼義務教育課長

各教育事務所にも指導主事はあるが、本庁にも指導主事があるので、これらの者が一体となって各学校の支援に当たりたいと考えている。

さらに昨年度から、各学校ですぐれた実践をしているコアティーチャーを各教育事務所ごとに配置しているので、そのような教諭たちに授業の構築を支援してもらったり、あるいは一緒にTTとなって授業づくりに参加してもらおうなどの取り組みを促進しており、これについては今後も各学校への支援という形で提供していきたい。

この点は大変重く受けとめており、各学校へはいろいろきめ細かく対応していきたいと考え、県全体での取り組みとして算数、数学の学力について課題が大きかったことから、授業改善研修会を各管内で実施している。

県北地区の中学校でちょうどきょうから始まるが、10月末までに研修会を15回行いたい。各学校の小学5年生を担当している教諭1名、中学2年生の数学を担当している教諭1名を集め、授業改善に資する研修会を行い、特にB問題の課題が大きかったことから、教諭たちが協力しながらB問題となるようなものをつくってみようという視点に立って研究講義を進めている。これらを各学校に持ち帰って共有することにより、学校全体の教員の算数、数学の指導力の向上を図ってきたい。

県教育委員会としては、そのようなことまで考えて支援していく。

古市三久委員

三村委員の質問に関連するが、高等学校について尋ねる。

いろいろと話を聞くが、高等学校の中でもいわゆる進学校の学力低下が著しいのではないかと。小と中学校のレベルが一般的に低下している中で、高校から直接レベルを上げることはなかなか難しいのではないかと。

そこで、高校教諭のスキルアップがきちんとなされるべきであるが、県教育委員会としてはどのように考えているか。

高校教育課長

教員のスキルアップについてであるが、既に研修体系が整備されており、初任者研修から始まり5年経験者研修、10年経験者研修という基本研修のほか、各教科別の専門研修がある。さらに、例えば教務主任や教頭という職に応じた専門性を高めていく職能研修があり、それぞれ研修の枠組みができ上がっている。

そのほか、現在英語の指導力が課題となっているので、昨年度から各高校の英語教諭に対する研修にかなり重点的に取り組んでいる。

これからも特に各教科の指導力を高める研修を行っていく。単に大学進学、希望進路を実現させるだけでなく、それぞれの子供たちがさまざまな目標を達成できるようにするため、各教員の資質を高める研修となるよう、その内容についても引き続き充実させていく。

古市三久委員

例えば進学校のレベルは、全国47都道府県中どのくらいの位置にあるのか。

高校教育課長

何をもちて他県と比較するかにもよるが、例えば受験に関して言えば、全ての高校生が受けてはいないものの、一つに

は大学入試センター試験の平均点や大学等への進学率で見ることでもできると思う。その結果では、総じて本県高校生の学力は、全国平均を下回っている。

古市三久委員

本県のレベルを平均より上げる、またより上位に向けて毎年高めていくことについて、県教育委員会でよく分析をしてしっかりと指導してもらいたい。

丹治智幸副委員長

給食について、2点聞く。

まず、市町村が小中学校で実施している学校給食の運営に関して、地場産品を使ってもらうための上乘せなどの充実策ではなく、単純な運営費を県が補助する必要性はあるのか。

次に、給食費を払わない世帯があるが、そのことと子供の貧困がつながっていると科学的に言えるか。

健康教育課長

1つ目についてであるが、学校給食に関する法律により、学校給食の実施・運営については学校の設置者である市町村で行い、食費に関する部分は保護者が負担することとなっているので、県としてはその運営費に対する補助の必要性はないものとする。

2つ目の給食費を払わない世帯についてであるが、平成24年度実績による全国調査が25年に公表されており、それによると全国の割合で小学生が約0.8%、中学生が約1.2%となっている。この調査では都道府県別の数値は公表されていないので詳細は不明だが、本県はこれらを大きく下回っているものとする。

また、給食費の滞納と子供の貧困との関連性についての科学的な裏づけについては、必ずしもこの両者を結びつけるデータは存在しないものとする。

宮本しづえ委員

関連して、子供の貧困との関係を証明するデータは存在しないとのことであるが、保護者が給食費を払わないことはよほどのことである。子供にとって、給食費を学校に持っていけないことは大変辛いことなので、そのような思いをさせたくないのが共通した親の思いである。それでもやはり払えない世帯が存在する事実は重く受けとめなくてはならない。親は自分ではいろいろと我慢しても、子供には給食費を持たせているはずである。

ところが、福島市議会でのやりとりを見ても、給食費の未納者はふえている模様である。ふえた要因の一つとして、昨年からの消費税が上がり給食費そのものも上がった点を挙げる答弁があり、福島市議会でのそのようなやりとりをしている。

保護者にとって給食費は経済的に大きな負担となっているのだと思う。だから、子育て支援をしっかりとる点で言えば、この問題は非常に大きい。教育費のうち保護者負担のかなりの部分が、実は給食費で占められており、学校関係の保護者負担金の大部分は給食費であるという点で見れば、給食費の負担は大きい。本県は日本一子育てしやすい県をつくらうと言っているのだから、県としてどのような支援策があるかをもっと積極的に考えるべきである。

今、子供の貧困率は16.3%で、これは非常に重い。子供たちの貧困率がこれだけ高いにもかかわらず、給食費を滞納している割合が全国平均でも0.8%、1.2%にとどまっているのは、親が相当頑張って給食費を払っているからである。その結果がこの数字にもあらわれていると見たほうがよい。

そのような親の頑張りを受けて、県教育委員会はみずからどのようにこれを支援するのかとの観点でこの問題を捉える必要がある。単に市町村の事業だから県の補助は必要ないと、ばっさり切り捨てるのではなく、県としてみずから何ができるのかをぜひ考えてもらいたい。これは要望として述べる。

小林昭一委員

一般質問でも取り上げたが、このたびの豪雨災害でJR只見線の大川橋梁にも甚大な被害が出た。

県立高校が会津若松市内には5校、大沼・河沼郡管内には4校ある。これらの学校に通う大部分の生徒が通学にJR只見線を利用していたため、被災後は代替バスで通学を続けているが、生徒やその保護者たちから「通学に大変苦慮しているので、何とかしてほしい」という強い要望がある。

そこで、県教育委員会ではこのような生徒たちの通学実態をきちんと把握しているのか。また、どのように具体的な対応策を考えているのか。

高校教育課長

委員指摘のとおり、通学に支障が生じている高校があることは我々も認識しており、川口高校や南会津高校についても、それぞれそのような状況にあることは承知している。町の支援で通学バスなどを運行してもらっている状況なので、我々としても今後の復旧状況などを見定めながら、長期にわたる場合には、何らかの方策を講じなくてはならないと考えている。

小林昭一委員

生活環境部生活交通課の方がウエートが重いと思うが、通学の不便さについては、横の連携をとりながら教育委員会としてもJR東日本（株）に対して強く要請することも必要なので、要望しておく。

高校教育課長

午前中に小林委員から質問のあったJR只見線におけるバスの代行運転の件について訂正する。南会津高校と答弁したが、南会津高校は国道289号の不通により一定期間通学に支障があったことと混同していた。

南会津高校については、現在国道289号が片側通行できるので、通学に特段の支障はない。ただし、JR只見線沿線の高校については、バスの代行運転で本数も減っており、一部通学に支障があることは認識している。

財務課長

宮本委員から質問のあった寄附金受け入れの実績額についてである。平成23年度は1億2,459万1,427円、24年度が1億3,554万6,720円、25年度が4億9,879万7,702円、このうち（財）福島県学生寮が解散したことにより寄附された金額が4億8,665万1,398円あり、それを除くと1,214万6,304円、26年度が952万8,434円、27年度が329万6,390円となっている。

木田孝司委員

2つ質問する。

1つ目は、文化スポーツ局にもかかわる案件だが、2020年の東京オリンピックまで4年10カ月ほどとなった。体を育むことは当然だが、心も育む効果があることは釈迦に説法かもしれないが、オリンピックに関して小中高と体育関係、県内の生徒児童が頑張っている。国民体育大会もそうだがインターハイやジュニアの大会、子供の大会で全国レベルの選手が多数輩出されている状況で、選手として直接オリンピックに参加できるかは別として、そのプレ大会への参加あるいは現役オリンピック選手から直接指導してもらうことで子供たちにより影響や効果が出てくるのが想定され、教育委員会でもいろいろと検討している状況があると思うが、教育的見地からこのオリンピックにどのようにかかわりを持っていくのか。

また、具体的に進めているプランがあれば1つ、2つ説明願う。

健康教育課長

遠い将来に向けたオリンピック、そして本県においては平成29年度に南東北インターハイに向けて、競技力向上に力を入れている。

現在、心も体もそして技術も向上させるため、県教育委員会では29年度の南東北インターハイに向け、「ふくしまで一緒にやろう！」プロジェクトとして、県外の一流選手や一流チーム、強豪校を県内に招致して合同練習や競技会の開催等を計画的に進めている。

この「ふくしまで一緒にやろう！」プロジェクトは昨年度から始まったが、昨年度のインターハイでは31の入賞者、団体があった。今年度は47の入賞と数字的にもふえている。こういった事業を継続しながら、直近のインターハイが成功し、その選手の中からオリンピックへの参加選手が生まれるように県教育委員会としても力を入れていきたい。

木田孝司委員

遠い将来に向けてとの答弁であったが、子供たちにとっては例えば6年間や3年間という限られた短い期間の中でスポーツに取り組むタイミングもあるので、ぜひ時期を捉えてうまく当てていく施策の展開を要望しておく。

次に、間もなく高校入試の募集定員を公表すると思うが、ことしの予定は何月何日ごろか。

高校教育課長

県立高校の募集定員については、10月中旬に開催される定例の教育委員会に議案として提案され、議決後その日のうちに公表となる。

木田孝司委員

募集定員に関しては耳に入っていると思うが、毎年受験生の立場からすると、今まさに最後の追い込みをしている中で、自分が受験予定の高校について大幅に募集定員が削減され、突然狭き門となる事例が今までにもあったが、ことしはどのような動きはあるか。具体的には話せないかもしれないが、そのように想定される高校はあるか。

高校教育課長

募集定員については、毎年のものであるが来春の中学校の卒業予定者数がまず基本となる。その上で進路希望調査等の状況等を見ながら、それぞれの適正な募集定員を策定したい。来年度については、中学校の卒業予定者の減少数がこの春よりは若干少ないと捉えているので、それに応じた募集定員になるものと考えている。

木田孝司委員

意向調査等をした上でということは承知しているが、それ自体の時期をもう少し前倒して早めることはできないのか。

高校教育課長

募集定員の前倒しについてであるが、これまでもずっと10月中旬に定員発表をしてきた。確かに早目に募集定員が決定されれば、中学生の進路希望もそれによって大きく変わるかもしれないと認識はしているが、我々もさまざまな要因を分析しながら策定作業に当たっていることから、どうしてもこの時期にならざるを得ないため理解願う。

木田孝司委員

その調査で、保護者あるいは受験生の思いも吸い上げながらではあると思う。全てとは言わないが一部乖離する状況も見える中で、募集定員が絞られてしまい、泣く泣く自分の希望するところから離れた学校を選択せざるを得ない受験生も

いるやに聞き及んでいる。

そのようなところもあわせ含めおき、募集定員についてはできるだけ大幅に増減するような定員の調整はしないことも想定しながら、ぜひ発表願う。

椎根健雄委員

会津方部の高校で女子生徒が死亡した件については、新聞報道にもあった。確認であるが、遺書等があったのか。

高校教育課長

まことに申しわけないが、保護者の意向もあるので、その点については答弁を差し控えたい。

椎根健雄委員

保護者の意向なので、それを尊重してもらい、どのような背景があるのか、また今後同様の事例が起きないように、ほかの生徒も含め丁寧適切に対応願う。